

## 防府市狭あい道路拡幅整備に関する助成基準

平成9年7月1日制定

(対象)

第1条 この基準は、防府市狭あい道路拡幅整備要綱第11条の規定に基づき、建築主又は物件の所有者（以下「建築主等」という。）が、道路後退用地内の測量及び登記並びに同用地内にある擁壁、門、塀、生垣、フェンス、立木等（以下「工作物等」という。）を撤去するために要した費用の一部を助成するために必要な事項を定めるものとする。

(助成金額)

第2条 助成金の額は、別表に掲げる基準により算出して得た額とする。

2 助成金の上限額は、工事に関する費用については10万円、測量に関する費用については公益社団法人山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が公共嘱託で算定する金額とする。又、私道等の場合は、個人が支払った分筆費用の2分の1を助成し、限度額を10万円とする。

(手続き等)

第3条 前項の規定による助成金の交付を受けようとする建築主等は、狭あい道路拡幅整備事業助成金交付申請書（第1号様式）に工作物配置図、現況写真、現況構造図及び新設工作物等配置図を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、提出された申請書等の内容が適正であると認めたときは、前条に規定する助成金の額を決定し、狭あい道路拡幅整備事業助成金決定通知書（第2号様式）により建築主等に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた建築主等は、速やかに道路後退用地内にある工作物等を撤去し、狭あい道路拡幅整備事業後退工事完了届（第3号様式）を添えて助成金を請求するものとする。

4 市長は、前項の規定による完了届が提出されたときは、当該撤去工事等が適正に完了しているかを検査し、適正と認めたときは、速やかに助成金を建築主等に支払うものとする。

(助成金の返還)

第4条 市長は、助成金の交付決定を受けた者に不正な行為あったとき、又は

市長が不適切と認めたときは、交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(適用の除外)

第5条 この要領は、次の各号の一に該当するものは適用しない。

- (1) 国、地方公共団体及びこれに準ずる団体
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に定める開発行為を行う者、受けた者
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が認めた者

附 則

この基準は平成9年7月1日から施行する。

附 則

この基準は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は令和3年4月1日から施行する。

## 別表 工作物移設等の種別と助成額

種 別	内 容	単 位	助成額	
測量及び登記に要する費用（市道で寄附の場合）	道路後退用地の分筆登記所有権移転	1 件につき	公益社団法人山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会防府地区の算定金額とする。	
測量及び登記に要する費用（上記以外の場合）	道路後退用地の分筆登記	1 件につき	分筆費用の2分の1とする。	
工 事	コンクリートブロック塀等の除却	擁壁・ブロック塀等 取り壊し発生材の処分を含む	1 m につき	7,000円
	板塀、フェンス等の除却	基礎取り壊し発生材の処分を含む	1 m につき	2,000円
	門柱、扉等の除却	基礎取り壊し発生材の処分を含む	1 基 につき	13,000円
	生垣等の移植	移植又は移設 (生垣の高さ1.0m以上)	1 m につき	6,000円
	樹木の移植	目通り15cm以上で高さ 2.0m以上の移植	1 本 につき	8,000円
	その他	市長が特に必要と認めた工事		実情に応じて市が算定する。

測量及び登記に要する費用(市道で寄附以外の場合)と工事費については、100,000円を限度額とする。

第1号様式（第3条関係）

## 狭あい道路拡幅整備事業助成金交付申請書

年 月 日				
(宛先) 防府市長				
			住所	
建築主等			氏名	
			電話	
			住所	
工作物等			氏名	
の所有者			電話	
防府市狭あい道路拡幅整備に関する助成基準に基づき、道路後退用地の測量分筆登記の助成金と工作物等を撤去するための助成金の交付を申請します。				
工作物等の所在地	防府市			
測量分筆登記	有・無			
工作物等の撤去助成対象物	<input type="checkbox"/> 擁壁 <input type="checkbox"/> 門 <input type="checkbox"/> 塀 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
受付番号	第 号			
道 路 拡 幅 用 地 の 工 作 物 等 明 細				
種 類	高 さ (m)	長 さ (m)	構 造	備 考

### 添付書類

- 1 案内図
- 2 地積測量図、土地の登記簿謄本
- 3 工作物等配置図、現況写真、現況構造図、新設工作物等配置図

(注) 道路拡幅用地の工作物等明細欄は、工作物等の種類別に記載してください。



### 狭あい道路拡幅整備事業道路後退工事完了届

年 月 日	
(宛先) 防府市長	
建築主等	住所 氏名 電話
工作物等 の所有者	住所 氏名 電話
防府市道路拡幅整備に関する助成基準に基づく整備工事が完了したので届け出 ます。	
工作物等の所在地	防府市
工事完了年月日	年 月 日
検査年月日	
検査結果	
受付年月日及び番号	

(注) 太枠の中のみ記入してください。

上記の届出の後退工事の完了を確認する。

年 月 日

課長

印